

兵庫地方最低賃金審議会
第4回兵庫県最低賃金専門部会

議事録

令和7年8月6日（水） 9時51分～11時04分	
兵庫労働局 第3共用会議室	
公益代表委員	千田委員
労働者代表委員	小菅委員、小西委員、堀井委員
使用者代表委員	倉本委員、松岡委員、吉川委員
事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、山本賃金指導官、 山中労働基準監督官、村田労働基準監督官
(1) 兵庫県最低賃金の改正審議について (2) その他	
議 事 内 容	
○山中労働基準監督官 定刻より少し早いですが、皆さんお揃いですので、始めさせていただきます。 委員の皆様には、お暑い中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。 本日は三上委員、山口委員が御欠席ですが、審議会令第6条第6項の規定による定足数を充足しておりますことを御報告させていただきます。 それでは、これからの議事進行を千田部会長、よろしくお願いいたします。 ○千田部会長 皆様、おはようございます。 ただ今から、第4回兵庫県最低賃金専門部会を開会いたします。 傍聴の皆様には、受付でお渡ししました遵守事項に従い、円滑な議事進行に御協力のほどよろしくお願いいたします。 それでは、議題（1）「兵庫県最低賃金の改正審議」に入ります。 その前に他局の審議状況など情報がございましたら、事務局は説明をお願いいたします。 ○安積賃金室長 事務局より、他局情報を提供させていただきます。 1県ございまして、昨日ですが、栃木県が8月5日の専門部会におきまして、目安金	

額に1円プラスした金額で全会一致により、結審したという情報が入っております。以上です。

○千田部会長

ありがとうございました。

昨日の審議におきまして、労働者側、使用者側それぞれから金額提示やその理由説明をお伺いいたしました。

労働者側は1,132円、使用者側は1,082円と労使それぞれの改正提示金額には、現在50円の乖離がございます。

そこで、昨日の審議を踏まえまして、労働者側委員、使用者側委員それぞれ御検討いただいたかと思えます。

本日はこれから具体的な金額提示を含む審議に当たり、冒頭に労使それぞれ打合せの時間は必要でしょうか。

(労使とも打合せ必要ありとの応答)

○千田部会長

それでは、10分程度をめどに別室でお願いいたします。

(労使それぞれ別室で打合せ)

○千田部会長

それでは、両者お戻りになられましたので、審議を再開いたします。

それぞれから打合せの結果を受けての御意見をお伺いいたしますが、本日も労働者側委員から金額提示と理由についての御説明をお願いしたいと思います。

○小西委員

小西の方から説明したいと思います。

昨日の第3回専門部会にて、具体的な改正額を提示しました。その後、公労、公使、公労との協議の中で公益側よりそれぞれの提示額に隔たりがあり、それぞれ歩み寄れる努力をとる要請がありました。

公益側からの要請を受けまして、労側としても検討を行い、次の額を再提示いたします。

具体的な改正額としましては、プラス76円の1,128円を再提示いたします。

主な考え方としましては、一つは、前回主張しました労働者の生活水準維持の観点からの高騰し続ける生活必需品を中心とする消費者物価に対応するための「連合リビングウェイジ」到達に向けた昨年からの上昇分の引上げであるとか、二つ目に労働力流出防止に向けた近隣地域との地域間格差是正を考慮したものです。

以上繰り返しになりますが、兵庫県政労使会議で確認されました共同メッセージを兵庫県地方最低賃金にも波及させ、兵庫経済の好循環の加速、生活水準の維持・向上につながるものとなるよう引き続きの協議をよろしくお願いいたします。以上です。

○千田部会長

ありがとうございます。

続きまして、使用者側ですが、念のための確認ですが、ただ今労働者側から金額提示を受けたわけですが、新たな金額提示に向けまして、改めて、打合せ等する必要はございますか、それともこのまま進めてよろしいでしょうか。

○松岡委員

はい、結構です。

○千田部会長

はい、分かりました。

それでは、使用者側委員から、金額提示と理由について、御説明をお願いいたします。

○松岡委員

それでは、松岡から説明させていただきます。

昨日の専門部会では、私どもが最も重要と考える指標である賃金改定状況調査第4表①の賃金上昇率に基づき、昨年より2.9%の最低賃金の上昇が適当と考え、金額提示させていただきました。

ただその金額は目安額とかなり乖離しておりますので、公益委員より歩み寄りを求められました。

しかし、最も基本となる第4表のデータを尊重する姿勢は将来にわたっても変えるつもりはありません。

最低賃金は、労働組合の無い事業場の労働者にも春季労使交渉の結果による賃上げの効果を広げる意味がありますので、春季労使交渉の賃上げの結果はとても重要な意味を持ちます。

7月15日に開催されました676回本審に参考資料として配布されました連合兵庫集計の県内第7回回答集計によりますと、2025年の300人未満合計の賃上げ率の平均が定期昇給分も含めてですが、5.02%となっております。

これも最低ではなく、平均の値であります。春季労使交渉の賃上げの結果を尊重し、この5.02%を引上げ率とし、引上げ額53円、時間額1,105円を改めて提示させていただきます。

昨年も審議の中で春季労使交渉の同じ賃上げ率4.12%を提示させていただきましたが、最賃の改正率は5.09%でした。

実は一昨年も同様に春季労使交渉は3.44%で、最賃の改正率は4.27%でした。

ちなみに、その前年も同様の状況でした。ということは、ここ何年も、春季労使交渉の賃上げ率は最低賃金を下回っており、最低賃金近傍の組合員がおれば、最低賃金改正で給与改定があり、それ以外の組合員は最低賃金改正以下の賃上げにとどまっているということになります。

一般組合員も労働組合が苦勞して勝ち取った賃上げの成果と最低賃金のアップ額との比較については少なからず関心を持っているはずであり、毎年のように交渉で勝ち取った額よりも最低賃金のアップ額が高いというのは一般組合員にとっても困惑する事態とはならないでしょうか。

改めて、最低賃金は春季労使交渉の結果から、上位に乖離することが続いてはいけないと考えております。以上です。

○千田部会長

ありがとうございます。

ただ今、労使双方より金額提示とともに御意見をお伺いいたしました。

少し整理しますと、労働者側が前年比差プラス 76 円の改正額 1,128 円、使用者側の提示の前年比差がプラス 53 円で改正額 1,105 円ということで昨日よりは縮まっているわけですが、現在、その差が 23 円ということでまだそれぞれの金額提示には開きがございます。

ということで、これから公労、公使の二者間で審議を進めていきたいと思います。

まずは、公労で進めさせていただいてよろしいですか。

○各委員

はい。

(公労、公使会議)

○千田部会長

それでは、審議を再開いたします。

労使各委員の皆様、公労、公使での御審議ありがとうございました。

本日の金額提示を踏まえて、公労、公使の場で協議を行いました。が、いまだ提示金額に乖離が認められる状態にあります。

したがって、本日の金額審議はここまでとして、次回に持ち越したいと思います。

本日公益が労側、使側と審議した内容について、簡単に概要を御説明させていただきます。

始めに労側からお聞きした内容を申し上げます。

労側といたしましては、やはり労働者の生活水準を維持向上させていくという観点から連合リビングウェイジの到達に向け、昨年からの物価上昇分をきちんと反映させたい。もう一つは近隣との格差是正という観点で兵庫県として、少しでも賃金を上げてい

くということが重要であると考えている。

兵庫県の政労使会議でのメッセージにもありますように物価を上回る賃上げというものを実現していくということを正に政労使一丸となって取り組んでいかなければいけないという観点からやはり物価を上回る最低賃金というものを考えていかないといけない。そのあたりの観点から、今回このような金額提示をしていただいたということです。

続いて、使側からお聞きした内容といたしましては、やはり第4表のデータというものを精査して根拠のある数字をきっちり出していく。その中には物価の上昇分も基本的には反映されているという認識のもとに、賃上げ自体は必要であるけれども、きちんと根拠のある賃上げをやっていかなければならない。

やはり春闘の結果を踏まえると労使の交渉の結果というものの、努力というものに対して最低賃金がそれを上回るような上がり方というものが果たして労働者の納得を得られるのかということが一つ問題としてある。

もう一つは最低賃金を大幅に上げていくという中で結果的に労働者の生活が脅かされるような例えば企業の業績が落ちるとか倒産件数がかなり増えていくとかいうようなことを考えたときにやはり長期的に労働者のためになるような現実的な賃上げというものを考えていかないといけないという御主張でした。

というように、現状ではそれぞれの御主張に非常に乖離があるということを確認いたしました。

内容としては、以上になるわけですが、各委員から補足の御説明等はございますでしょうか。

○各委員
(特になし)

○千田部会長
よろしいですか。

それでは、次の議題（２）「その他」についてですが、事務局から説明事項、連絡事項は
ありますでしょうか。

○安積賃金室長

お手元にお配りしてあります資料の御説明になります。

労働組合から追加の要請書の署名提出がありましたので、お配りさせていただいております。

兵庫県労働組合総連合から昨日 1,063 筆の要請書の署名が当審議会に提出されておりますので、御紹介させていただきます。

続きまして、事務局から連絡事項がございます。

今後の審議日程を確認させていただきたいと思っております。

次の第5回専門部会は今週8月8日金曜日午前9時30分から、場所は同じく、こちらの会議室で開催させていただきたいと思います。事務局からは以上でございます。

○千田部会長

では、次回は今週8月8日金曜日の前9時30分からとなりますので、改めて日程の確保などよろしくお願いいたします。

委員の皆様はその開催日程でよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○千田部会長

それでは、次回は今週8月8日金曜日午前9時30分から、こちらの会議室で開催となりますので、よろしくお願いいたします。

なお、次回の審議に向けましては、本日の段階でも、労使の金額提示に乖離がございますので、労使双方歩み寄りいただき、次回で結論がまとまることを目指してさらなる御検討をよろしくお願いいたします。

最後に何か事務局からありますでしょうか。

○安積賃金室長

事務局からのお願いがございます。

今後のゆくゆくの報告書案の取りまとめにつきましては、例年政府に対する要望事項を建議としていただいております。

要望事項等労使それぞれから御意見がございましたら、また御検討のほどよろしくお願いいたします。

○千田部会長

ありがとうございました。

ただ今、事務局から説明のありました要望事項につきましては、双方の委員から申出をいただきます。

今年度につきましても、この審議会として要望事項として付記する事項がありましたら、次回の専門部会で調整させていただきたいと考えております。

また、公益委員といたしましても、これまでの労使双方からの御意見等を踏まえて、次回の専門部会において要望事項案を提案できないかを検討したいと思います。

以上で、本日の専門部会はこれで終了といたします。

本日は御苦勞様でした。ありがとうございました。

千田 直毅

堀井 説也

松岡 直哉